

大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム 部会運営規定

(目的)

第1条

本規定は、大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム規約第12条第2項の規定に基づき、大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）の活動の効果的な推進のため、コンソーシアム会員（以下、「会員」という。）相互の連携を行うことを目的に構成される部会の設置、運営、改廃、成果物の取り扱い等を定めるものである。

(設置)

第2条

部会の設置は、次の方法による。

- (1) 推進会議又は実務者会議における発議
- (2) 会員からの申請

2 部会を設置する場合は、別に定める部会設置申請書を事務局に提出するものとする。部会設置申請書に基づき、事務局が部会の設置を承認する。

(構成)

第3条

部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 部会員は、3団体以上の会員によって構成されること。また、会員が過半数を占めること
- (2) 部会には、部会長及び部会事務局を置くこと
- (3) 部会には、会員以外の者を参加させることができる。ただし、部会員全員及び事務局の承認を得ること
- (4) 部会長の交代及び部会員が増減する場合は、別に定める申請書を事務局に提出し、承認を得ること

(活動報告)

第4条

部会は、事務局の要請により、部会の活動内容を報告しなければならない。

(成果物の取扱い)

第5条

部会の活動により作成された成果物に関する著作権は、コンソーシアムに帰属するものとする。

(部会の解散)

第6条

部会を解散するときは、部会員の総数の3分の2以上の同意による議決を経なければな

らない。

2 前項の規定に関わらず、活動実績がない等の場合には、事務局が推進会議に諮り、推進会議の協議の上で、部会を解散させることができる。

(規定の運用)

第7条

本規定に定めのない事項については、適宜、当該部会において決定し、事務局が必要と認めた事項については、推進会議に諮るものとする。

(規定の変更)

第8条

本規定を変更するときは、事務局が推進会議に諮り、協議の上で合意を得なければならない。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。